

令和5年度 第1回埼玉県教科用図書選定審議会会議録

【日時】 令和5年4月19日（水） 9：30～11：30

【場所】 埼玉県県民健康センター 大会議室 AB

【出席者】 委員 小池八重子 委員 篠田かなえ 委員 鈴木香織 委員
手島牧子 委員 村越 新 委員 山根和恵 委員
吉田由美子 委員 柿沼光夫 委員 木下八重香 委員
齊藤雅男 委員 能仲和歌子 委員 渡邊孝広 委員
石井 勉 委員 大沼久美子 委員 坂巻元子 委員
柴田優美 委員 土淵早苗 委員 馬場和久 委員
細谷忠司 委員

事務局 市町村支援部義務教育指導課

高田淳子 課長 細野 仁 副課長

添野圭介 指導主事 林 裕人 指導主事

県立学校部特別支援教育課

橋本晋一 課長 大澤英俊 指導主事

【欠席者】 委員 岡崎吉宏 委員

- 1 開 会
- 2 委員の委嘱・任命
- 3 石井市町村支援部長挨拶
- 4 委員等紹介・事務局担当者自己紹介
- 5 事務局から選定審議会の役割等についての説明（関係法令・採択の仕組み等）
- 6 役員選出
会長に柿沼光夫委員、副会長に齊藤雅男委員を選出する。
- 7 諮 問
 - 1 県教育委員会が市町村教育委員会等の教科用図書の採択について行う指導、助言又は援助の基本的考え方について
 - 2 県立義務教育諸学校において使用する教科用図書採択の基本的考え方について

以下、「埼玉県教科用図書選定審議会の組織及び運営に関する規則」第4条第3項の規定により、柿沼光夫会長が議事を進行する。

8 議 事

会 長 まず、会議録の署名委員を、1号委員の篠田委員、2号委員の木下委員に
願います。

(両委員承諾)

会 長 はじめに、審議会の進め方及び諮問事項、審議内容について事務局から説
明願いたい。

事務局 本年度の選定審議会は、今回を含め2回開催の予定である。
諮問事項1は、今年度の「県教育委員会が市町村教育委員会等の教科用図
書の採択について行う指導、助言又は援助の基本的考え方」についてである。

本日審議いただきたい内容は、1点目として、県教育委員会が行う指導、
助言又は援助を行うに当たっての「1 全般的事項」「2 留意事項」「3 資料の
作成」についてである。

本年度は、令和6年度から使用する小学校各教科の検定済教科用図書の採
択が行われる。県が市町村に対して行う指導、助言又は援助の基本的考え方
について御審議をお願いしたい。

次に、諮問事項2は、今年度の「県立義務教育諸学校において使用する教
科用図書採択の基本的考え方」についてである。

本日審議いただきたい内容の2点目として、本年度は、県立特別支援学校
小学部で使用する検定済教科用図書の採択、小学部、中学部で使用する一般
図書の採択が行われる。そこで、採択に当たっての「1 基本的な態度」「2 調
査研究の観点」「3 留意事項」について御審議をお願いしたい。

そして本日の最後に、第1次答申をいただきたいと考えている。

なお、次回5月に予定している第2回審議会では、県教育委員会から諮問
させていただいた内容「1 県教育委員会が市町村教育委員会等の教科用図書
の採択について行う指導、助言又は援助の基本的考え方について」のうち、
教科書を調査研究した参考資料について御審議いただきたいと考えている。

会 長 審議会の進め方及び諮問事項、審議内容について説明があったが、何か質
問はあるか。

(特になし)

会 長 それでは議事に入る。

まず、「審議内容」の「諮問事項1 県教育委員会が市町村の教育委員会等
の教科用図書の採択について行う指導、助言又は援助の基本的考え方につい
て」事務局から説明願いたい。

事務局 審議事項1については、大きく3つに分かれているため、分けて御審議を
お願いしたい。

まず、「1 全般的事項」について説明する。

ここでは、市町村等で公正かつ適正な採択が行われるよう採択基準の通知を作成する際、全般的に留意すべきことを記している。

(1)では、十分な調査研究を行い、自らの判断を基にした慎重かつ十分な協議を重ねることが重要であること、(2)では、児童生徒にとって教育上の効果や地域、学校、児童生徒の実態を考慮することが重要であること、(3)では、県の指導、助言、援助が市町村教育委員会等の主体性を損なうことのないようにすることが重要であること、(4)では、採択の公平性、透明性を高めるようにすることが重要であることを示している。

採択基準作成の具体的な考え方を説明する。

いわゆる「教科書謝礼問題」を受け、平成28年度の審議会でも御審議いただき、各市町村教育委員会への説明、あるいは県議会の意見を聞きながら作成をしたガイドラインをご覧いただきたい。

「質の高い教科書づくり」の実現を目指すためには、教科書採択の公正性・透明性を確保することが必要となる。そこで、教科書発行者との関係の在り方や、会議の公開・議事録の公表について指導・助言・援助を行っており、今後も引き続き実施して参りたい。

まず「1 全般的事項」について御審議をお願いしたい。

会 長 それでは審議に入る。全般的事項について説明があったが、意見・質問はあるか。

委 員 県の作成したガイドラインには、「教科書発行者との関係」について明記されている。昨年度、大きく報道されたが、他県で特定の教科書発行者と校長や教育長などの学校関係者との間に利益供与等の不適切な行為があったと聞いている。

本校でも、毎年、職員に会議等でガイドライン等を周知しているが、埼玉県として、このことを受けて、どのような対応を行ったのか。

事務局 教科書発行者との関係については、こちらのガイドラインの「(1) 質の高い教科書づくりのために」にあるように、日頃教科書を使って学習している子供たちの反応をよく見ている教員の教科書に対する意見を、積極的に教科書発行者に伝えたり、教科書の著作編集等に協力したりすることは大切である。しかし、それと同時に、教科書採択に疑念を生じさせないために、教科書発行者との関係についても明記している。

委員ご指摘のとおり、昨年度は、他県で特定の発行者と学校関係者との間に、利益供与等があったとされる大変許しがたい事件が発覚した。

埼玉県としては、事件発覚後、昨年度の各会議や年度当初の各会議で、このガイドラインを周知・徹底するよう呼びかけている。

今年度は、小学校が採択の年度に当たるので、教科書採択に疑念を生じさせることのないよう、発行者との関係について、慎重に対応する必要がある。中学校についても、採択の年度ではないが、検定期間にあたるため、採択の

年でなくても、今後の教科書採択に疑念を生じさせぬよう、発行者との関係は慎重に対応する必要がある。教科書採択の公正性・透明性を高めることはもちろんのこと、教職員を守るためにも、慎重な対応をお願いしている。

会 長 他に意見・質問はあるか。

委 員 学校では、昨年度からデジタル教科書を使用しているが、令和6年度の採択に関して、デジタル教科書については、どのように取り扱うのか。

事務局 デジタル教科書の扱いについては、文部科学省の通知「令和6年度使用教科書の採択事務処理について」の「2. 採択に当たっての留意事項について」の「(3) 採択する際の検討の在り方について」の中で、「学習者用デジタル教科書の考慮について」記されている。

1つ目の項目には、「教科書採択は紙の教科書を決定する行為であり、調査・検討の対象は紙の教科書であることが基本であること。」として、紙の教科書を採択することが示されている。

また、2つ目の項目には、「一方で、令和6年度以降、英語の学習者用デジタル教科書を紙の教科書と併せて提供する予定であり、令和5年度の採択については、小学校英語のデジタル教科書を調査し、考慮の一事項とすることができること。」とある。

次に「3. 教科書見本等について」の「(3) デジタル教科書の見本について」には、「5月上旬頃、デジタル教科書の一部を見本として文部科学省から提供予定であること。その際の留意事項については別途通知すること」と記されている。

「一部の見本として提供予定」とのこと、確認できる内容も限られるところではあるが、小学校英語の調査研究では、提供されたデジタル教科書の見本や今後の国の通知を踏まえて、どのような調査ができるか考えてまいりたい。

会 長 次に「2留意事項」について、事務局から説明願いたい。

事務局 「2留意事項」については、(1)では、静ひつな採択環境の確保に努めることが重要であること、(2)では、会議の公開・議事録の公表を行い、透明性の確保に努めることが重要であること、(3)では、調査研究では、広い視野からの意見を踏まえるよう努めることを示している。これは、文部科学省の通知「教科書採択における公正確保の徹底等について」の中でも言及されている。

「静ひつな環境」については、文科省通知にもあるように、外部からの働きかけに左右されない、毅然とした対応をとること。「会議の公開・議事録の公表」についてはガイドラインとの対応で、透明性の確保に努めること。「幅広い視点からの意見の反映」については、文科省通知にあるように、保護者等の意見も踏まえた調査研究の充実、といった点が指摘されている。

県教育委員会としては、文科省通知、ガイドラインに基づき、各市町村教育委員会等において行われる教科書採択が、より一層適正かつ公正に行われるよう、指導・助言・援助を行っていきたいと考えている。この点について、御審議をお願いしたい。

なお、参考資料にある、昨年度の審議会からの答申を踏まえて市町村等に対し通知した令和4年度の採択基準をご覧いただきたい。基本的な考えについては、審議会の答申を踏まえ、今年度も採択基準を作成し通知する予定である。「2留意事項」について御審議をお願いしたい。

会 長 それでは審議に入る。意見・質問はあるか。

委 員 (3)に「保護者等の意見を踏まえることに努めること」とある。保護者の意見について、具体的にはどのような方法で意見を収集するのか。

事務局 教科書の調査研究を充実させるためには、保護者の方の意見を取り入れることは、大変重要だと考えている。

そのことは、毎年通知する採択基準の留意事項にも記してある。

項目2には「市町村教育委員会等に選定委員会を設置する場合、保護者の参画を促進すること」、

項目4の中でも「調査研究において、より広い視野からの意見を反映させるために、保護者等の意見を踏まえることに努めること」と示している。

他にも、6月中旬から開始する教科書展示会では、来場される方にアンケートを実施し、幅広い意見を収集している。

これ以外にも、各採択地区で工夫して保護者等の意見を収集し、より広い視野から意見を反映させた調査研究が行われるよう働きかけてまいりたい。

会 長 次に「3資料の作成」について、事務局から説明願いたい。

事務局 本年度は令和6年度から4年間使用する小学校各教科の教科用図書の採択が行われる。そこで、埼玉県教科用図書選定審議会の組織及び運営に関する規則の第8条(調査員)「審議会に教科用図書の専門的な調査研究を行う調査員若干人を置く」とあり、さらに「調査員は、教育長が委嘱する」とある。

本日の審議会終了後、調査員会を組織し、新たに発行される予定の小学校各教科の教科用図書の見本を調査研究する予定である。

調査研究した資料を、第2回の審議会でご確認いただき、市町村教育委員会等の採択の参考となる資料としたいと考えている。

そこで、調査研究をまとめる様式の案を作成した。各観点は、各教科の検定基準や学習指導要領解説等を基に立てている。

現在、教科書の見本がまだ届いていないが、4月の下旬には届く予定である。調査研究を進める中で、多少の変更があるかもしれないが、この様式で進めたいと考えている。この各教科の調査研究をまとめる様式について、御審議をお願いしたい。

会 長 それでは審議に入る。意見・質問はあるか。

委 員 今回検定を合格した小学校の教科書全てに QR コードが入ったと報道されたが、この QR コードについては、どのようなことを調査するのか。

事務局 委員ご指摘のとおり、QR コードのような二次元コードについては、現行の教科書から多く導入され、まだ見本本が届いていないため直接確認はできないが、今回検定を合格した小学校の全ての教科書には、二次元コードが記載されたと聞いている。

この二次元コードについては、前回の資料を作成する際にも記載しており、今回も同様に記載する予定である。調査内容については、例えば、二次元コードをどのような場所に配置しているかや、二次元コードの数を調査したりする等が考えられる。

会 長 児童生徒用の 1 人 1 台の学習端末の使用が広く行われておりますので、私も報道等で QR コードが大幅に増えていると聞いた。調査を進めていただきたい。

【休 憩】

会 長 次に、「審議内容」の「諮問事項 2 県立義務教育諸学校において使用する教科用図書採択の基本的考え方について」事務局から説明願いたい。

事務局 本年度は、県立義務教育諸学校については、県立特別支援学校の小学部で使用する教科書発行者の教科書に加え、小学部、中学部で使用する一般図書の採択が行われる。

なお、県立伊奈学園中学校には、特別支援学級を設置していないため、一般図書の採択は該当しない。このことから、県立特別支援学校における採択の基本的考え方について、御審議をお願いしたい。

具体的には、「1 基本的な態度」では、法令、県の教育振興基本計画、埼玉教育の振興に関する大綱などを踏まえて採択することや、障害の状態・教育的ニーズを考慮して採択することなどの点について、「2 調査研究の観点」では、学習指導を進める点で効果的か、あるいは児童生徒に理解しやすいものかどうかなどの点について、さらに、「3 留意事項」にあるように、学校の教育目標、特色、児童生徒の実態などについて、こうした基本的な考え方について、御審議をお願いしたい。

続いて、特別支援学校の状況について説明する。

特別支援学校に通う児童生徒は、障害の状況に応じて使用する教科書も多種多様であり、「1 基本的な態度」(2)にあるとおり、児童生徒の実態に即した教科書を採択することが重要となる。

特別支援学校で使用する教科書は、大きく3種類ある。

1つ目は検定済教科書で、通常の学校と同様の教育課程が編成される視覚障害、聴覚障害、病弱、肢体不自由の学校で使用される。

2つ目は文部科学省が作成する著作教科書で、視覚障害者用の点字教科書、聴覚障害者用の言語指導、知的障害者用の国語、算数、音楽の教科書がある。知的障害のある児童生徒が使用する著作教科書は星本とも呼ばれ、学習段階に応じて星1つから星5つまでである。これは、同じ知的障害といっても、障害の程度、生活や学習上の課題が大きく異なるためである。

3つ目は学校教育法附則9条の規定による教科書で、一般図書と呼ばれ、絵本などがこれにあたる。著作教科書の使用が適当でない、知的障害の重い児童生徒が使用している。この他にも、視覚障害のある児童等が使用する拡大教科書も一般図書に含まれ、これら一般図書は毎年度採択が行われる。

以上、3種類の教科書を、児童生徒の実態に即して適切に選ぶ必要がある。さらには、「2調査研究の観点」(1)にあるように、内容の組織・配列・分量を検討する必要がある。

具体的には、写真や図表などで視覚的に分かりやすく説明されているなど、子供が見て分かる、読んで分かるといった面で適切かどうかということである。

例えば、脳性まひの児童生徒の場合、ページをめくることが困難なため、見開き1ページに内容がまとまっている必要がある。また、脳性まひ児童生徒は運動障害のほかに、見ることの難しさも多々ある。視点が定まらず、一か所を注視したり、まっすぐ読んだりするのが困難な場合は、内容の要点が大きな文字で分かりやすく示されてあったり、情報量が過度でなかったりする点も重要な条件となる。

障害の種別によって、それぞれの特性があるが、このような視点を、児童生徒の実態に即した採択の一例として考えていただきたい。説明は以上である。

会 長 それでは審議に入る。意見・質問はあるか。

委 員 ただいまの説明を受けて、特別支援学校で使用する教科書が多種多様であることが分かった。

 そこで質問だが、通常学級と同じ検定済教科書は、特別支援学校ではどれぐらいの割合の児童生徒が使用しているのか。

事務局 特別支援学校での検定済教科書の使用状況は、障害種によって大きく異なる。おおよその割合ではあるが、病弱の学校ではほぼ全員が検定済教科書を使用しているが、聴覚障害の学校では6割程度、視覚障害の学校では半数程度となり、肢体不自由の学校では1割程度の人数となる。

委 員 障害種によって使用状況が大きく異なるようなので、教科書の採択も大変だと思う。本日の委員の中には学校教育関係者の委員もいらっしゃるの、

各学校現場にて教科書を選ぶにあたって注意していることがあれば、具体的に教えていただきたい。

委員 私は現在、肢体不自由の特別支援学校に勤務している。先ほど事務局からの説明の中で、肢体不自由の検定済みの教科書の使用は1割程度とあったが、本校では、小中で大体2割程度と非常に多くの児童生徒が検定済みの教科書を使用している。

事務局の説明にもあったように、写真や図表などを見開きで見ることに困難さがあるので、文字の見やすさなどは、やはり配慮して採択の考慮事項としている。

それ以外には、教科書の内容として、生活の経験が少ない児童生徒に分かりやすい内容であることも重要である。また、文字からイメージしやすい内容であるということや、肢体不自由なので車椅子の内容などが入っていると採択の判断材料になりやすい。

また、内容として避けたいものもある。

死について書かれているものや、障害による差別などが書かれているものについては、採択から避けるようにしている。

さらに、教科書発行者によって紙の素材が結構違っていたりする。脳性麻痺の子供であれば、見ることに困難さがあり、操作性にも課題があるので、めくりやすいことなども判断材料となる。教科書の大きさも教科書発行者によって違うので、取り扱いやすいかなどを触りながら調査研究を行っている。

他にも、先ほどの説明であったように絵が沢山あるものや、理科などは写真でいろいろな説明を行っているものが多くあると、子供たちもイメージしやすいということで、採択の判断材料としている。

委員 私は以前、特別支援学校に勤務していた。この学校は、治療のために長期入院を余儀なくされる子供たちが通う学校であったが、入院理由の多くは小児がんであった。近年の教科書の傾向として、命について考えを深める内容が多く扱われるようになったが、内容によっては、「生」だけではなく「死」も扱われるようになり、大切な内容であると思う一方で、今まさに死に直面するような大きな病気のある子供にとっては、重たすぎる内容であることも危惧される。

特別支援学校の教科書採択の観点には、「こういう内容がある」だけでなく、それが「どのように取り扱われているのか」とか「どのような言葉で表現されているのか」という点にも気を付けていただきたい。

会長 他に意見や質問はあるか。

(特になし)

会長 それでは、本日の審議を終える。この後休憩とし、会長・副会長で答申案を作成する。

【休 憩】

会 長 答申の案を示す。本日の諮問事項に対し、委員から出た意見を踏まえて作成した。質問や意見はないか。

(特になし)

会 長 この案を答申としてよいか。

(委員異議なし)

会 長 それでは、この案を答申として決定する。
慎重審議に感謝する。委員の協力により円滑に議事を進行できた。以上で本日の議事を終わりにする。議長の任を解かせていただく。

9 答 申 会長から義務教育指導課長に答申を手交

10 その他

11 閉 会